

議 事 日 程

令和元年第3回浜中町議会定例会

令和元年9月13日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第69号	令和元年度浜中町一般会計補正予算（第4号）
日程第 3	議案第70号	令和元年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 4	議案第71号	平成30年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 5	議案第72号	浜中町教育委員会委員の任命同意について
日程第 6	認定第 1 号	平成30年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 2 号	平成30年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 3 号	平成30年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 4 号	平成30年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	認定第 5 号	平成30年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	認定第 6 号	平成30年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	認定第 7 号	平成30年度浜中町水道事業会計決算の認定について
日程第13	報告第 5 号	平成30年度浜中町財政健全化判断比率の報告について
日程第14	報告第 6 号	平成30年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について
日程第15	報告第 7 号	一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について

		て
日程第16		議員の派遣について
日程第17		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)

追 加 議 事 日 程

令和元年第3回浜中町議会定例会

令和元年9月13日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第18	議案第73号	工事請負契約の締結について
日程第19	議案第74号	工事請負契約の締結について
日程第20	議案第75号	工事請負契約の締結について
日程第21	議案第76号	工事請負契約の締結について

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第69号 令和元年度浜中町一般会計補正予算（第4号）

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第69号の補足説明を行います。

企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第69号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 数点にわたって質問をいたしたいと思います。

71ページ、総務費の財産管理費、公の集会施設等維持管理に要する経費の修繕料ですけれども、琵琶瀬住民センターほか2施設と聞いていましたが、琵琶瀬住民センターについては、ただ今の説明では屋外照明灯ということでした。ほかの2施設の詳細についてお知らせいただきたいと思います。そして、いつ頃までにこの3つの施設を改修するのもお答えいただきたいと思います。

それから、その他町有財産に要する経費の工事請負費、建物解体工事。これは茶内町有住宅解体工事ということで、何棟何戸で、工期はいつまでになっているのか。

それと、振興費の地域振興に要する経費で需用費10万円の追加であります。これについてはお試し住宅用の追加ということですので、消耗品費ですから日常的に必要なものの追加と思っておりますが、その内訳を教えてくださいたいのと、今年の4月から入っていると思いますが、今まで何人が入って、何日の利用だったのか実績についてもお知らせいただきたいと思っております。

それと73ページ、諸費の地域公共交通に要する経費の北海道鉄道利用促進循環整備負担金110万円の皆増ということで、新たな科目設定であります。これについてはJR負担金の増というふうに思っているのですけれども、算定根拠。花咲線の負担金だと思うのですけれども、管内の負担の状況。町村ごとにいくらずつ負担するのかわかればお知らせいただきたいと思っております。それと、この支出はいつまで続けるのか。今後、毎年度こういう負担金が出てくるのかどうか。継続するのか、単年度で終わるのか、その辺もお知らせいただきたいと思っております。

ちょっと戻りますが、その上の風力発電施設管理に要する経費の工事請負費ですけれども、ふれあい交流保養センター風力発電所解体工事3,553万円で皆増ということで、これについては当時5,000万円位かかると言われていましたので、良かったなというふうに思っています。関連しての質問ですけれども、この風力発電施設の保守点検委託料が当初予算で373万1,000円計上されております。これはたぶん1年分だと思うのですが、これの減額補正はないのかどうか。それだけお聞かせいただきたいと思っております。

それと75ページ、常設保育所費であります。常設保育所運営に要する経費の修繕料と、その下の子育て支援センターに要する経費の修繕料については、茶内保育所カーペット張りということで、あわせて68万1,000円と少ない訳ですけれども、茶内保育所については新築工事で9億5,825万3,000円、保育所用備品購入で118万円、消耗品費で381万2,000円。この消耗品費は前年220万円で、今年度は161万2,000円多く予算計上されています。こういった新築工事の中で、このカーペット代68万1,000円を見ることはできなかったのですか。普通であれば、新築工事ですから、その中で予算、設計が組まれているべきものだったのではないのですか。できてからカーペットを張るというのは、私は何か不思議な気がして聞くのですけれども、これは設計に組まれていなかったのかどうか。どうして今になってこのカーペット張りが必要なのか、その必要な理由。それと子供が転んで、滑って、怪我をするかもわ

からないからというような単純な話ではないと思うのです。そんなことで、この部分についてお知らせいただきたい。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） まず、御質問にありました71ページの公の集会施設の修繕料の関係になります。企画財政課長の説明で琵琶瀬住民センターについては外灯1基の補修ということでございます。これについては外灯を基礎から新たに挿げ替えると言いますか、建て直すということで、所要の期間としてはそれほど見込んでおりませんので、大体1週間から10日位で改修できるかと考えています。

それから、その他の2カ所ですけれども、1カ所が西円朱別農民研修センター。こちらの旧西円小学校のグラウンド側のほうに、何か催し物等があった時、グラウンドのほうに乗り入れが可能になるように、今現在、旧西円朱別小学校側のところに段差がついておまして、そちらの段差を解消してスロープ化しながら、グラウンドのほうに下りて駐車できるような改修工事となります。こちらのほうも砂利、碎石等をそこに投入してスロープをつけるということですので、期間的にはそれほど要しないということでの補修であります。

それから、もう1つが丸山散布地区コミュニティセンターの改修であります。これは現在建っている丸山コミュニティセンターの屋根の部分に明かり取りが窓式のような形についており、そのところからどうしても雨漏りがするというので地域から要望がありまして、そのところの雨漏りを応急的にと言いますか、特定してその雨漏りを止めるという補修を行うことにしてございます。窓周りのシーリングですとか、防水シートの張り替えを予定しておりますので、工期としてもその辺の所要では年内には全部解消したいなということで考えてございます。

それから、2つ目の同じ71ページのその他町有財産に要する経費の建物解体工事の部分でございます。この部分につきまして、まず場所を御説明しますと、茶内駅から国道に向かう通りのちょうど旧茶内保育所へ向かうところの左手前側に建っている旧林務署から買い受けたもの3棟を解体するというものでございます。この解体につきましては、おおよそ90日位で解体できるというようなことで見込んでおりますので、予算措置が可決されました後に、所要の手続きをとりまして、若干冬期間にかかるかもしれませんが、1月中くらいには大体解体の方も終えていけるかと現在考えております。

続きまして、73ページ。地域公共交通に要する経費の北海道鉄道利用促進環境整備

負担金110万円でございますけれども、これにつきましては、算定根拠ということで、まず御説明申し上げます。算定根拠というところでは大きく3つの計算式に基づいての算出になります。1つ目は均等割というもので、これは沿線自治体が均等に払う分として、金額としては75万円。続きまして、人口割。人口割というのは、沿線該当する自治体の総人口に対する当町の人口のパーセントで導き出した負担金ということで、これにつきましては6万9,000円。続きまして、財政割というものがございまして、これも沿線自治体の財政力指数をそれぞれ全部足した部分での当町の財政力指数で割り返した比率に応じてのものということで、これが24万2,000円。合計しますと106万円ということになりますが、この部分については10万円単位で整数化して負担金を、ということになってございましたので、110万円という形での負担の割合になっております。

それから管内の状況でございますけれども、管内それぞれ今言ったような算出根拠に基づきまして算出されたもので万単位の出入りは整数として整理した後の負担金で申し上げますと、今、花咲線限定で申し上げますけれども、釧路市につきましては330万円。厚岸町が110万円。釧路町が160万円ということで、花咲線沿線自治体の負担額ということではそういう内訳になってございます。それで、いつまでこの負担金が続くのかということなのですけれども、これにつきましては、国土交通省のほうで示しましたJR北海道に対しての改善策によって、地域と北海道を含めての取り組みとして2年間で、これは法律の関係がございまして、2年間でJRと地域が一緒になって、取り組みに目に見える成果を前提としてということで、期間としては2年間。この期間が、まずこの負担金を各自治体へ求める期間ということになってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 73ページの風力発電の関連質問についてお答えいたします。委託料といたしまして、当初予算で年次点検191万6,000円を見込んでおりました。これにつきましては、例年9月頃に点検しております。議決されればすぐに発注する予定となっておりますので、これは必要なくなりますので減額する予定でおります。

それと、グリース入れ替えということで181万5,000円を見込んでおりますが、これも停止中で必要がないということで減額する予定となっております。以上でございます。

ます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 訂正が若干ございます。先ほどの各管内の負担区分ですけれども、私、釧路市330万円と申しましたが、釧路市につきましては、花咲線と釧網線の両方を含めての330万円ということで訂正をお願いしたいと思います。釧路町も花咲線、釧網線を含めた合計金額として160万円ということで訂正をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 71ページ、振興費の需用費、消耗品費の関係について御説明申し上げます。その前に入居実績のほうから先に御答弁させていただきたいと思っております。本年3月8日に最初の方が入居されています。独身女性でありました。それから現在9月までですけれども、4組、延べ人数8人で149日の実績見込みであります。その後、今月末から来月にかけての予約が1件入っておりまして、これにつきましては、1組2名で14日ということになってございますので、今予約までで確定しているところでいきますと、5組10人、163日という見込みでございます。

それを受けての消耗品なのですけれども、最初入った方が独身女性ということだったので、その後、御夫婦でお試し住宅に入居されております。町のほうで整備いたしまして、消耗品等については来てすぐに生活していただけるもので用意させていただいたつもりでございましたけれども、御夫婦で入居された際に、洗濯をしても物干しがないというお話をされたり、ごみを出すのに外にごみ箱がない。これは私ども気がつきませんで、その部分でそういった消耗品が必要になったということで10万円を追加補正させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 議案75ページの常設保育所運営に要する経費及び子育て支援センターに要する経費の関係についてお答えいたします。当初、茶内保育所建設にあたりまして、現場サイドと度重なる打ち合わせをしております。その際には通常の木製の床で十分であるということで、その時点では、その必要性については見出せなかったというところで、当初の設計にこの部分は含まれておりませんでした。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） 75ページの常設保育所、子育て支援センターの修繕料について補足して説明いたします。こちら、今、建設課長のほうから当初の設計には含まれていなかったという説明があったのですが、フロアでも危険性はないということで、そういったような形でスタートしたのですが、やはり6月にオープン後、使っているうち、これは保育所のほうは0歳、1歳のいわゆる赤ちゃんの部屋です。子育て支援センターもほとんど赤ちゃんが来て利用されることが多いのですが、使っているうちに滑って転ぶということが都度ありまして、幸い怪我をするだとかまでは至っていませんでしたが、保護者の方からも要望等がありました。また、保育士も保育する上で不安を覚えるというようなこともありまして、財政担当であったり建設課のほうといろいろ相談させていただいて、当初では見ていなかったけれども、やはりそういった危険な状態、危険を生む状態を放置することはいけないということで、遅きに失した感がございましてカーペットを敷かせていただいたという状況であります。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 71ページの公の集会施設、ちょっと聞き取れなかったのですが、琵琶瀬住民センターの屋外照明灯1基については工期というか、いつまでに終わると言っておりましたでしょうか。それだけ確認させてください。あとはわかりました。

それから、建物解体工事の1,650万円については1月中に終わるということで、旧林務署から借りているものというふうに聞いたのですが、借りているのですか、買って町の町有財産になっているのですか。その辺だけちょっと確認。町有財産であれば壊せますが、その辺だけはっきりさせてください。町有財産であればわかりました。多分、財産管理費ですから町有財産になっているとは思いますが、その辺を確認したいと思います。

それから、お試し住宅の件についてはわかりました。

それから、73ページの公共交通に要する経費の負担金ですけれども、先ほど釧路市と釧路町は釧網線を含むとなっていましたけれども、この積算は花咲線だけ単独という形でわかるのでしょうか。計算すれば出るのですか。出ないのであればそれで良いですけれども、2年間負担をするということですが、その後更に延長するとかというのはあり得るのかどうか。2年後になるとまた財政力指数なども変わってくる可能性もありますから、若干動くのかなとは思いますが、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後の75ページですが、9億5,000万円もこの事業で、私はちょっと保育所については立派過ぎるというか、立派に越したことはないのでしょうけれども、巨額のお金をかけていて、そして消耗品についても昨年よりも161万2,000円多い381万2,000円もついて、どこかを削ってこの予算でそのカーペット貼りをするだとか、組み替えをするだとか、そういう対応というのが、もし私が担当者だったらそういう事を考えますが、あまりにも酷いのではないですか。当初設計になかった、この設計を組むというのは設計業者に委託しているはずですし、その上であのフローリングにしていたと思うのですけれども。確かに保護者から危険だとかそういうことが言われれば、やらざるを得ないのかもしれませんが、ちょっとこの予算の組み方は如何なものかと思いますので、改めてその辺の考え方を聞かせください。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 73ページ、地域公共交通に要する経費、JR関係、大変申し訳ございません。釧網線も混ざっているということで、花咲線だけで根拠があると思うのですけれども、資料を持ち合わせておりませんので、そちらについては後ほど正式な数字を御答弁させていただきたいと思います。

2年間ということのお話でございました。とりあえず2年間というような形でございますけれども、恐らく同じような計算でされますので、人口ですとか財政力指数に基づきまして若干変わることはあろうかと思います。この2年間の根拠ですけれども、国土交通省から、国からJR北海道が支援していただくために多額な200億円、400億円という支援を求めているようでありまして、この支援につきましては国鉄清算事業団債務処理法という法律に基づきまして支援されることとなります。これが実は時限立法でございまして、来年度で切れると。その後は、その法律を改正しなければ助成はいただけないというようなことでございます。その助成に先立ちまして、地域とJRが一体となって「地域公共交通であるJRを存続させるんだ、活性化するんだ」という機運を北海道全体として醸成する取り組みが必要だと。そういったことに基づいて、法律改正を検討するというようなお話があったようでございます。それに基づきまして、今年度北海道全体で2億円、それを北海道7割、自治体3割ということで1億4,000万円と6,000万円という形になってございます。その中で計算されているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長(藤山巧君) 71ページの修繕料の琵琶瀬の外灯の関係なのですけれども、これは基礎から挿げ替えるということの工事ですので、挿げ替えるというか建て直すのです。腐食しているものを。ポール自体も完全に腐食しているので、それを挿げ替えるというか、基礎からまた全部作り直して据え付ける工事になりますので、さほど日数を要しないと考えております。

それから解体工事のほうなのですけれども、これ、買い受けという表現をしましたがけれども、昭和63年の12月に旧林務署から買い取った施設ということでございます。以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 保育所長。

○保育所長(梅村純也君) 茶内保育所のカーペットの件についてお答えいたします。議員おっしゃるとおり新しい建物であり、そういった配慮ができなかったのかと言われてましたら、本当にそのとおりだと思います。これをすべきであったし、なぜ気がつかなかったのかということも、今更ですが後悔しております。ただ、議員おっしゃるように、去年より100万円以上も多い既存の消耗品の中で対応するべきではなかったかということなのですが、それも実は検討しました。ですが、何せこういったものですから、それなりの値段もしますし、そもそも当初予算が110万円多いとは言っても、それで購入する予定の物も決まっておりましたので、そういった余裕がなかったというのが現実でございます。それと値段が高くなったというのも、先ほど申し上げましたように0歳、1歳の子供が使う部屋で当然嘔吐であったりだとか、お漏らしだとかもあるものですから、抗菌性の高いものであったり、洗った場合に速乾性の高いものであったりということで、ほかに選べなかったという現実もございます。今後は、このようなことがないように、前もって十分調査しながら、そういったものをつくっていききたいし、更に、この建物についても10億円近いお金もかかっておりますので、今後も大事に使っていきたいと思っておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

○議長(波岡玄智君) 川村議員。

○1番(川村義春君) 今のカーペットの件ですけれども、状況的には理解せざるを得ないのかなと思っております。今後、予算の適正な執行を心がけていただきたいと思っておりますし、いつまでにカーペット貼りは終える予定なのか、これだけ聞いておきたいと思っております。

それから、73ページの地域公共交通に要する経費の関係ですけれども、400億円

の支援を国からいただくということで、道が年1億4,000万円、市町村が6,000万円。この配分の内の負担金が出てくるという説明がありました。よくわかりました。それで資料をちょっと収集したのですけれども、自治体側は今回の負担金を赤字の穴埋めではなく利用客増加につながる取り組みに充てるよう知事からの要請があったと聞きますが、これは具体的にどのような取り組みをするのか、お知らせいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） 茶内保育所のカーペット貼りがいつ終わるのかという件ですが、実は既に終えております。8月25日の完成ということで、やはり子供の危険に関わるということ、また、緊急を要するというので、予算の流用をさせていただいて施工しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 73ページのJRの利用促進の負担金の関係です。まず管内の負担状況の釧路市、釧路町の部分を先ほど私、合計の金額をそれぞれ言いましたけれども、この合計の金額という部分が手元の資料によりますと、重複市町村の負担額は関係線区で均一配分ということで、そのまま計算上でいきますと均等割と人口割、財政割。これを2線区重なっていても同じ計算式で求めるというようなことになってございますので、詳細な内訳という計算式ではなかったということで御理解いただきたいと思えます。

それから、具体的な支援策ということの部分なのですが、この中でいきますと、ハード面では、例えば観光列車化。今、実際に施行している別寒辺牛の徐行運行ですとかそういった取り組み、あるいは、直接的ではありませんが特急列車の機能向上、それから駅設備の整備、案内機能ですとかW i - f i ということですが、なかなか花咲線沿線ではその辺のところが見込めない状況かなということはあるんですけども、少なくとも釧路駅辺りはそういう取り組みということも想定されるかなと思えます。あと、ソフト面では、生活利用はもちろんですけれども、観光利用、それから出張などの広域利用にも積極的に取り組んで、利用していただきたいというようなPRも含めての取り組みを展開するということになってございます。こういった部分プラスJR独自の経費の節減も含めてということで、御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 9番中山議員。

○9番（中山真一君） 1番議員の質問と被るかもしれませんが、今の73ページのJRの利用促進の負担金110万円。これは補足説明の時に課長は、バス補助からの切り替えだということを言われたようなのですが、この辺の事情を詳しく教えていただければと思います。

それと、1番議員等々でもっていろいろと花咲線の問題が話されていましたが、花咲線につきましては、昨年、根室市がクラウドファンディングで3億円を超える寄附を集め、それでいろいろと仕掛けてこられました。我が町のホームページを見ても花咲線と載ってまして、それをタッチしますと20分ないし4分間の動画が映ってきますし、そして、それら含めまして大きく根室市が行ったことによりまして、今日の道新ですけれども「花咲線、土日祝日列車が好調」ということで出ておりますし、そしてまた2、3日前でしたか、釧路新聞に花咲線の負担額のこと詳しく出てございます。そういうことで先ほど総務課長が答弁されたことよりもっと詳しく出ておりますので、これを読むと良くわかることだと思いますけれども、その辺でバスからの切り替えということがどういう形なのか、その辺を教えていただければと思います。

それからもう1つ、お試し住宅ですか。5組163日利用されるということですが、この来ている人たち、あそこに車が停まっているのを見たことがないのですけれども、どういう形で来ているのか。そしてまた、どこの人たちが来ているのか。個人情報があるからあまり詳しく言えないのであれば、道内なのか、関東なのか、関西なのか。大まかでも良いのでその辺教えていただければと思います。

それから、75ページの在宅福祉に要する経費の印刷製本費5万円。これはJR回数券発行に伴う追加4万9,840円ということらしいのですが、JR回数券というのは、これはどういう使われ方をしているのか、ちょっとその辺のことについて詳しく教えていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） まず、最初の質問、73ページの地域公共交通に要する経費から御説明を申し上げます。こちらですけれども、以前の事業の名称は地域バス路線に要する経費でございました。本町の場合、公共交通に助成しているものは今まではバスしかなかった。それで、地方バス路線というピンポイントでポイントを当てた事業名とさせていただいたところがございますけれども、釧路バスもそうですが、JRも地域公共交通に係る経費ということで性質は一緒と捉えております。地方バス路線の

ほかに、例えばですけれど、J R 体策に要する経費という事で事業を新たに新設するのではなくて、地域公共交通を守るという目的は一緒でございますので、この1つの事業で両方の予算を計上できるよう、事業名を改めたということで御理解いただきたいと思っております。

それと、お試し住宅の入居者の関係でございますけれども、出身地ですが、やはり関東、関西の方で占められております。どういった方法で来られているのかということでございますけれども、最初の方につきましてはマイカーを持っていらっしゃいませんでしたので公共交通を利用して来られたようでございますが、その他の方についてはマイカーをお持ちでございます、フェリーに乗って港について、自分で運転して来られているという形になってございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 75ページ、在宅福祉に要する経費の印刷製本費5万円補正に関わる御質問ですけれども、従前、敬老バス券とゆうゆ回数券でしたが、それに今回J R回数券の利用ということで追加しております。それに関わる印刷製本費の増でありますけれども、使い方は、バスですと降りる時にその分を支払うという形になるのですが、J R回数券、J Rの乗車券につきましては事前購入という形のものから、この回数券2,500円交付いたしますけれども、これを持って釧路のみどりの窓口に行って、乗車券を買う際に金券として2,500円までは乗車券に充てることができます。この際、実はJ Rを降りる時に回数券として使うことが出来ないかというような協議をさせてもらったのですけれども、J Rの規定の中で事前購入が原則だということでしたので、利用者の利便性を図る上で調整させてもらったのですが、結局できなくて、この辺で言うと厚岸にも窓口があるのですけれども、現実的な対応として釧路という形になりまして、釧路に行って購入して、帰りに使うというような形になりますので、もう少し利便性を含めた中では使いやすい方法をJ Rと今後協議させてもらわなければならないかと思っております。

ちなみに、8月末現在69件交付させていただいております。この部分が少しでも利用促進につながればと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○9番（中山真一君） 確認ですけれども、J Rの負担につきまして、公共交通機関に支払うものとして科目を同じにするということで、くしろバスに今まで払っているお金

を回すのではなくて、くしろバスはくしろバス、これはプラスという捉え方でよろしいのか、その辺だけ確認させてください。

それから、お試し住宅もわかりましたけれども、このように夏の間だけなのでしょうけれども利用ができたということですので、来年度以降もうちょっと増やしてみようかとか、そういう機運はあるのかどうか、その辺について再度答弁をお願いします。

それから、在宅福祉ですけれども、今までバス券と入浴券の補助だった気がしているのですが、JRはあったのかなど。69件もあったということですが、これはいつ頃からJRの補助が始まったのか、それだけ教えてください。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） まず、73ページの地域公共交通ですけれども、あくまでもバスから振替えたということではなくて、1つの事業の中で両方の予算を計上するために事業の名称を改めたということでございます。バスはバスで予算は存在しているということで押さえていただきたいと思います。

お試し住宅の関係でございます。去年整備いたしました、去年は実績がなかったところなのですけれども、今年になりまして、先ほどお話しさせていただきましたとおり160数日の実績が見込めるということでございます。当然、本町は1つしかありませんけれども、ほかの町には2つ、3つというところもあるようでございます。活用できる住宅は見極めなければなりません。前回の住宅についても900数十万円程の改修費がかかっております。そういった多額の経費がかかるということもありますので、当然、1つよりは2つという思いは持っておりますけれども、これは今後の課題ということで、場所的なことも検討しなければいけないというふうにも思います。そういった形で理想としては、当然、議員おっしゃるとおり、2つめ、3つめというのが理想だという気もありますので、住宅の選定も含めて検討させていただきたいと思っております。

それから、75ページのJRの回数券の関係でございますけれども、これは今年度から実施しております。先ほどのJRに対する110万円の絡みでもありますが、浜中町としても何らかの方策でJRを活用していただくことはできないかという趣旨でJRに相談させていただいております。本町には今までバス、ゆうゆで使える回数券がありますので、それをJRを利用される方にも何とか対応できないかと。そうすることによって、例えばですけれど、浜中市街、姉別市街、茶内市街の御高齢な方。通常バスが走っていないところに住んでいる方にも回数券を利用していただけるという両方

のメリットを考えて、JRのほうへ御相談させていただいて、今年度からJRでも使えるようにということで対策を検討して実施しているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 私は73ページのJRの件について質問したいと思います。私は、個人的には年齢もいっているので札幌に行く時には必ずJRを利用するし、車がちょっと都合悪い時もJRを使っています。結構使っているのですけれども、この間、とてもサービスが悪くなったということがあります。札幌まで行くのに、飲み物はちゃんと家から持って行って、おにぎりも持っていかないと、食べるものを調達するのに大変な目にあうのですよ。あとは、しょっちゅう鹿にぶつかって、なかなか電車が来ないという状況もありました。先日、私が茶内駅から乗ろうとしたら、なかなか根室から電車が来ないので、乗り継ぎで遠くまで行くのだけれどもどうなりますかと言ったら、鹿で停まっていて来られません。そうしたら、間もなく停まっていた釧路から来た電車の運転手がやってきて、「今本社の釧路に連絡したところ、タクシーで釧路まで走って来いということがあったのですけれど、浜中町のタクシー会社はどこにあるのですか」と聞かれ、「ここから15キロ位、20キロ位離れたところにあります」と言って、「ではそういうことで連絡してみます」と言っていたところに回復した電車が来て、そういうことにはならなかったんですね。

それで私が言いたいのは、国道でずっとこの鹿が道路に飛び出てこないように、金網を張って鹿の侵入、あるいは熊が侵入してくることを防いでいる訳ですが、JRだって何度も起こす飛び込みの鹿や動物来る訳なので、私はいち早くそういうものがないものかどうかという、そういう安全に運行させるための方策というのはあって然るべきだと思うのです。それで私は何を言いたいかというと、なんで浜中町や花咲線周辺、釧路線周辺の自治体が110万円なり130万円なりを払わなければならないのだということ。サービスは低下する。ちょっと荒れただけで、明日荒れるとわかっただけで、もう明日の運休が決まっているというような状況もあって、本当にこれが公共交通事業かということですからごく不満があるのですけれども、そういう点について町長がこの問題でJRといろいろ話し合いをする時に、私が今言ったように、どうして地方自治体が支援のお金を出さなければならないのだという、そういうような意見など述べる機会はあったのか。あるいは、ほかの町村からはそのような意見が出ているものなのかどうか。その辺の状況を知らせてほしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 御質問にお答えします。これまで北海道を含めて、それから管内自治体含めて、そしてまた線路ごとの対策も含めて、各協議会が今日まで議論を重ねてきました。その議論はあくまでも「線路を残す」ということで、今まで、今日まで来ています。そういう意味からすると協議は重ねてきています。今回の、特に100万円を超える金額を浜中町が負担するということにつきましては、全道で関係する自治体、線路のあるところがお金を出していくのですけれども、これは全体で出していく話でありますけれども、要は、北海道から提案があったのは、北海道もお金を出すけれども関係する地元も出してもらいたい。このことは、要は、特に、先ほど言いましたが時限立法の関係もありますけれども、2年間については、しっかり利用もするけれども、そういうことで対応していこうということで今回出すことにしているところであります。

なお、1番最初に議員言われた不満のお話でありますけれども、その不満は私も利用している1人でありますから、しっかり強く言ってきました。強く言っても、何がなくなったかといったら、電光掲示板のニュースがなくなったり、そして売る人たちというか女性の乗務員さんがいたのですけれども、その人達が全部解雇されて売店がなくなったと言っているのです。自動販売機だって置いてもいいのではないかと。もう全てそういうお金がかかるということについては、今JRとしては、私も負けないで文句を言っているのですけれども、それ以上にやってくれないのも実態であります。ぜひ議員のこの声も含めて、これからも言い続けていきたいと思えますし、基本的にはやはり国からお金を出してもらい、国の責任も当然あるのです。ローカル線は無くさないという国の方針がありましたから、それを今無くそうとしていると言ったらおかしいですけれども、どんどん駅も少なくなってきた。そういうことからすると、私たちで出来ることをしっかりやらないといけない。それはまちも、また国も、野党も、そして国にそのことを言って国からの予算をしっかり出してもらい手段の一つだと思っています。それが今、これから今年含めて2年間の対策はそこだと思えます。私どもに何が出来るかと言ったら、先ほど言いました利用すること、JRを使うことも含めてやることだというふうに思っております。今は、そういう状況だと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 今、町長が答弁したことで、私たちの気持ちもきちんとぶつけて交渉にあたっているということは、敬意を表したいなと思えます。

ただ、もっと、更に突っ込んで、根本的にJRが将来的に経営できるかどうかということと、私たちはやはり今ある線路を無くしてほしくないという気持ちがあるのですよ。そういうことからすると、これは国鉄が民営化された時点で分断されて、北海道は北海道、東北、関東、いくつかの民営会社ができ、その時に北海道はたくさんのその網の目のように線路が敷かれていて、乗るお客さんも限られていて、これを経営するのは赤字に間違いないというのは前から予想されていた問題だと思うのです。それを国鉄の時は全部プールして、人出の少ないところには人も出さず、お金も出してやってくれた。あの時点で民間ではなく、たくさんのお客さんが乗って利用できる場所は北海道にそれぞれがお金を出すというような取り組みができていれば、こんなに頭を悩ませなくても良かったのかと思うのですけれども、私はぜひそこまで遡ってやってもらわないと、例えば、今開通した青函トンネルを使つての新幹線。これは年間30億円とも40億円とも赤字路線だという活字を見たことがありますけれども、今札幌まで新幹線を走らせようとするのに同じくらいの赤字路線だというのが作る前から言われているのです。そういうのは私は進めるべきではないと。あの路線を守るために、沿線がまたお金を出していかねばならないような状況も生まれてくるのではないのかと思うのですけれども、そういうJR北海道の経営の大変さは国の責任できちんとやってもらわないと、いくら地方自治体が協力しても、スムーズに黒字で経営ができるとは誰も思っていないと思うのです。そのところをやはり踏み込んで、釧路・根室地方の関係団体の長は、そういう話もしているのではないかと思うのですけど、その辺も含めて、基本に立ち返って交渉するというのを私はぜひやってもらいたいと思っております。その状況についてもお話しください。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この問題は、御質問の最後のほうにありましたけれど国の責任なのです。ですから、私どもも今回はお金を出しておりますけれども、言い方を変えると、この程度で済んでずっと線路が残っていると云ったら、逆にそれも1つの道かと思っております。現在、北海道の全路線が赤字路線なのです。新幹線だって赤字路線なのです。それと、千歳まで行くあのすごく乗っている路線でさえ赤字路線なのです。そういうことを考えると、やはりJR北海道、1番最初に言われましたけれど、5つに分かれさせられて、分割民営化された。問題は分割民営から始まっているのです。ただ、そこから戻れということになってくると、それは基本で正しいかもわかりません。ですから、

今私どもで言っているのは、儲けているところから逆に赤字のところにお金を入れてくれないかというのも1つの方法だとして今までも言ってきました。ですから、議員言われたとおりの立場と私どもは同じであります。北海道もそうです。それから各自治体もそうです。これは変わっていません。強く求めているのは、最後は国で、1番最初にありました国鉄とありましたけれど、そのところにやってくれというのがそうです。特に、北海道は全国に食料を含めて、あの鉄道網を使って石炭も食料も届けていた時代があるのですよ。だから網の目のようになって北海道に線路があるのです。その部分がないがしろにされたというのが私の率直な感想であります。このことについては、ほかの首長含めてしっかり国の責任で線路を残すことを含めて強く進めたいと思いますし、強調していきたいと思います。また、そのことの運動に対しても理解願いたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 数点について伺います。

まず、歳入66ページ、軽自動車税及び取得交付金と均等割交付金について教えていただきたいのですが、環境性能割というのは、昨日の説明でもありましたように自動車取得税に代わる税金であると。それで自動車の購入に課せられる税であるという認識なのですが、燃費効率に応じて税率が決められている。そして新車を購入する場合には現在より全然割安になって、すごい性能の良い車になれば税はかからないというような認識があるのですが、その中で今回20万4,000円の増額、そして取得税は810万8,000円の減額で、それに代わるものとして、性能割交付金として956万9,000円が交付となるのですが、まずこの交付金に関しては取得税と性能割のこの差。それと今回、軽自動車税の性能割の関係で増額になるということなのですが、基本、税率が下がって、たぶん購入する人にとっては割安感というか安くなるのだろうなという思いがある中で、増額されるというのがいまいまいち分からない、この仕組み。ネットでも調べたのですが、なかなか理解ができないので、わかれば教えていただきたい。ちなみに、全てが割安になるという訳ではないというのがあって、平成27年の燃費規制以下ですと割高になるという車もあるので、あくまで新車を対象にしているのかと思うので、ちょっと理解できません。

それと、同じく歳入66ページなのですが、常設保育所及びへき地保育所の保育料に関してなのですが、これは無償化にかかるものということで理解はしておりま

す。この10月から3月の半年分の減額であるということも理解しております。それで1点確認なのですが、常設の場合、当初1,654万3,000円の予算で、今回減額が586万2,000円。これは差し引きしますと、単純に2で割ると827万1,000円で今回の予算と204万9,000円の差があるのですけれど、この差というのは今回減額対象にならなかった未満児分の保育料という理解で良いのかどうかを確認させていただきます。

それと、合わせてこの今回無償化に伴って財源不足が当然生じるのですけれど、これはその上の普通交付税に換算されているのかどうか。そして、今後、次年度以降この保育料の無償化にかかる自治体への補てんというのは、普通交付税になるのか特別に何か科目が出てくるのかをあわせて聞いておきます。

それと、歳出71ページ、公の集会施設維持管理で、先ほどの1番議員の質問で内容はわかりました。これは、琵琶瀬、西円、丸山の各工事額の金額を教えてくださいと思います。

それと、その他町有財産に要する経費の茶内の3棟の解体なのですけれど、これは理解しました。それで、この解体後の跡地利用というのはどのように考えているのか。もし考えていることがあればお知らせいただきたいと思います。

次に、71ページの地域振興に要する経費の先ほど来出ているお試し住宅なのですけれど、これも聞きたいことはおおよそダブっていたので別なことを聞きますけれども、5組の方たちの主な目的、例えば観光で来ましたとか、避暑目的で来ましたといういろいろな目的があって来られているのだと思うのですけれど、その辺わかれれば教えてくださいと思います。

あと、73ページ、職員住宅維持管理に要する経費の1,200万円。これは3棟分ということですね。この内容を教えてくださいと思います。

それと、風力発電の解体なのですけれど、これは当初予算すべて合わせると400万円位あったのですけれど、先ほどの説明で執行していないものについては今後減額補正するという事で理解をしました。ただ、あえて聞くのですけれど、シンボルではないけれど、大変目立つところにある風車であって、町民にとってもMGロードを走ってきても真っすぐ正面に見えるものがなくなること、無いほうが良い悪いではなく、解体しますということになっているのですよね。それで、それをやはり町民の皆さんに知らせる必要はあるだろうと思うのですよ。それが町で、行政でやるのか、これは、この後に

議会だよりの発行もあるので、あえて記事にするかしないかは別にして聞いておきますけれど、この風力発電が稼働した年数、それと稼働した年数の間のトータルの収支、ゆうゆで使用した電力も含めたトータルの収支がわかれば教えていただきたいのと、今回決定的に修理はやめて廃止しようという決定に至った経緯等もわかれば教えていただきたいと思います。

それと、同じく73ページの先ほどから出ているJRの件ですけれど、先ほど9番議員も新聞を読まれていてわかるのでしょうけれど、これは釧路新聞の数字なのでたぶん間違いはないと思います。それで釧路市の負担は165万円。先ほど課長、釧路管内だけの数字を答弁いただきましたが、根室市が138万円。それと釧路町が80万円で厚岸町と浜中町がともに110万円。それで、根室管内の沿線ではない自治体が4町ありますが、これはおのおの3万円の負担と新聞で報道されておりました。それで先ほど負担割合の根拠というのを示していただいたのですけれど、均等割は75万円、あとは人口割、財政割となっていますが、これは計算からいけばそうなるのかもわからないけれど、釧路市が165万円、根室市が138万円であって、浜中町が110万円というのはすごく割高感があるのですよね。それで再度、多分計算式に照らしてのものだと思うのですけれど、更に言わせてもらえれば、根室市は花咲線に関して多額のふるさと納税、クラウドファンディングで集める中で、もうちょっと負担しても良いのかなという思いもあるのと、厚岸町と同額になるというのもどうも納得できないのですけれど、その辺にかかってのもう少し詳細な説明がいただければと思います。

それと、75ページ、放課後児童クラブ運営に要する経費で、先ほどどちらも茶内の児童クラブの施設についての補正であるということでありました。当初予算の時の予定人数は、霧多布が24人、茶内は32人ということでありましたけれど、現在の利用児童数がわかれば教えていただきたいのと、茶内の場合、トレーニングセンターの元トレーニング室があったところを改修して今利用していると思うのですけれど、今年のとんでもない猛暑に対応しての今回の補正で扇風機だと思うのです。資料では「冷風扇」と書いてあったので、多分大型の扇風機なのかなと思うのですけれど、ひょっとしたら冷たい風も出てくるのかなと思うので、その辺の説明をいただければ良いのと、あと、施設面積に応じて収容する、利用できる人数の規定というのがあるのかなのか、それもあわせて聞いておきます。

あと、保育所のカーペットについては、多くは聞きませんが、一番単純に疑問に

思うのは、旧保育所でも未満児の入所を受け入れて、増えたのは子育て支援センターの部分だけだったのですけれど、当然保育士の方から旧保育所だった頃には床がどういう状態だったかということがわかる中で、今回新しい保育所をつくるということだったのだと思うのですよ。当然現場の保育士の意見というのも設計には反映されていたはずなのですが、それが生かされていなかったというのはどうもあれなので、実際現場との密な意見交換というのは、できていたのかできていないのか、その確認だけさせていただきます。

それと、77ページ、商工費の中山間活性化施設に要する経費303万3,000円。これは説明ですと取付道路の補修と浄化槽。道路の補修ということなのですが、当初予算で見込んでいなくて、9月補正で道路補修費が出てきたというのは何か自然災害的なものなのか、何か原因があってここでの補正なのかと思うのですが、それがわかれば教えてください。

それと、10月初旬にそこを会場に青年部主催の秋ど真ん中祭が決定しているのですが、これへの影響はないのかどうかを確認させていただきます。

それと、77ページの小学校管理運営に要する経費。霧小の消火栓ポンプ補修ということで補正なのですが、消火栓というのは普段使うものではないですよ、当然。それこそ火災になって使う、あとは年次的な点検で使うのかと思うのですが、今回の350万2,000円というのは更新なのか、修理なのかの確認と、当然年次点検というのはされているのですが、これらの耐用年数というものもあるのか含めて聞いておきます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（山平歳樹君） まず、軽自動車の算定についてお答えします。昨日も税の改正でお話ししましたが、今年の10月1日より環境性能割が新たに新設されています。新設されたことによりまして、道のほうから算定方法が示されています。それに基づいて計算した結果、20万4,000円を令和元年度に歳入で見込むということの数字になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 67ページ歳入、自動車取得税交付金と環境性能割交付金の関係でございます。まず、自動車取得税交付金810万8,000円ですが、当初予算化されているうちの後半部分の交付見込みと、年度当初の時には環境性能割が

見えているのですけれども、予算編成上は環境性能割が見れないということで、年間総トータルとして自動車取得税で見させていただいております。前期の交付実績等を鑑みまして、当然地方財政計画でどれ位の交付というものに基づいて当初予算編成している訳でございますけれども、本来であればこれくらい交付されるだろうという見込みの部分を減額させていただいたというのが自動車取得税交付金でございます。環境性能割交付金なのですけれども、959万9,000円。大変乏しい御答弁になろうかと思っておりますけれども、自動車取得税交付金を参考にしているとは思われるのですが、環境性能割にかかる各交付金の算定方法ということで示されております。基礎情報のベースは平成29年度の自動車取得税をベースとして計算されています。その資料によりますと、登録者と軽減されている部分全体で100%というような形で計算されているようですが、それを環境性能割交付金に当てはめるとというような形で算定されているようであります。単純に全道のベースを浜中町の割合に落とし込んでという形で計算されているようでございますが、紐解いて詳しいところまでは大変申し訳ございません。こちらのほうも現在のところは示されたとおりの計算としか言いようがない状況でございます。ただ、本来、今までの自動車取得税というのは新車購入時だったと思うのですが、環境性能割については新車購入に関わらないはずで、50万円以上ということで中古車も関わってきますので、その分が額に影響しているのではないかと想像しているところですが、大変申し訳ございません。それ以上の答弁はできかねますので御容赦いただきたいと思います。

それと、71ページのお試し住宅の来られている方の目的はということでございますけれども、大体の方がわりと年配の、本当に年配ではないですけれども、どちらかというと50代後半から60代の方が多いというところで、聞いた話によりますと、各町のお試し住宅を毎年渡り歩いて、いろいろなところを経験しているという方もいらっしゃるようですし、ここを拠点にしてあちこち行ったりということで観光しているような方もいらっしゃるようです。やはり夏を利用して、涼しい北海道というようなことも聞いていますので、そういったような状況で本町を選択して、お試し住宅を御利用されているのかなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） まず、71ページの公の集会施設の修繕料について、それぞれの工事費の予定している額でございますけれども、順に申し上げますと、琵琶瀬住民

センターが36万3,000円、西円朱別農民研修センターが30万4,000円、丸山散布コミュニティセンターが48万2,000円、あわせて114万9,000円ということで積算して、それぞれに工事費がかかるだろうということで計算して集計しております。

続きまして、同じく71ページのその他町有財産に要する解体工事の関係でございますけれども、解体した後をどのように考えているかということでございますけれども、今のところ解体した後の更地については、特に公共用の部分でこれをというようなプラン等はございません。ですから、例えば公募による公売にするのかといったところも含めて、その取り扱いについて今後検討していくことになるだろうと考えております。

それから、続きまして73ページの職員住宅維持管理に要する経費の改修工事1,200万円についてですが、どのような工事内容かということでございますけれども、内容としましては、ほぼ各部屋に渡っての内装の改修ということになります。例えば、居間、台所等含めた天井の壁やクロスの張りかえ、あるいは床をクッションフロアと言いますか、そういう形のものにします。現在、一部和室もございまして、その辺のところも含めて、畳ではなくクッションフロア化という手法を床のほうは考えております。3棟ともです。それから備品類と言いますか、中のものとしては流し台の取りかえですとか、浴室のユニットバス化を含めて改修しようということになってございます。

続きまして、73ページのJRの負担金の関係でございますけれども、これは議員もおっしゃっていましたが、全道的な負担ということで、市も町も村もということで、それぞれ沿線自治体ありますけれども、均等割が75万円ということで、市であっても、村であっても、まちであっても同じ割合になってございますので、その他の前段で説明しました人口割と財政力指数割というところでは、パーセンテージで割り返したときに変動が少ないものですから、どうしても市と比べて町や村が割高感という面では、均等割があるが故にそういった形にはなると思いますが、これは全道の取り扱いとしてそういう計算式のもとにやっているということで御理解いただきたいと思っております。

それから、厚岸町と我が町も負担額として同じではないかということでございます。これも計算上でいきますと、負担金の計数を整理した後の金額ということで、私、1番議員の質問の時にお答えいたしましたけれども、その計数を計算する前というところの金額で申し上げますと、これは四捨五入の関係で結果的に同じになったというところなのですが、厚岸町で114万2,000円、当町で106万円ということで、四捨五入

すると、計数を整理した時に10万円単位でそれぞれ110万円の負担額ということで結果的に一緒になったということでございます。私のほうからは以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 75ページ、放課後児童クラブ運営に要する経費の茶内児童クラブの状況ですけれども、まず、入所児童数ですけれども、茶内児童クラブの8月末現在の入所登録人数は33名になります。霧多布放課後児童クラブが30名であります。ちなみに、茶内放課後児童クラブについては定員が40名、霧多布児童クラブは59名となっております。1人当たりの面積基準ですが、厚生労働省の基準では1人当たり1.65平米以上ということが望ましいということにされておりますので、現在の施設を割り返してみると、茶内放課後児童クラブについては1.43平米という形になっております。ただ、本年度人数が増えた関係で、実際にはプレイルームや施設全体を遊びの際には使っているのが実情です。あと、冷風機の部分ですけれども、冷風機は冷たい風が出るというものなのですが、タンクに水を入れて、その気化熱を利用して冷たい風を出す装置になっておりますので、今回、熱中症対策の中で事前にこれらの分については予算流用させてもらって、既に購入させていただいて対応しております。熱中症予防の関係では、あそこの施設は窓などがありませんから、そういう部分での対策として、換気扇の補修もあわせて今回させていただいているところです。あと、ソフト面の対応では、保護者に対して予防のものを持たせる、冷たいタオルを持たせるとか、児童クラブの中で飲み物の定期的な摂取や様子の確認等させていただいているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） 歳入66ページ、保育料について説明させていただきます。議員おっしゃったとおり、これは今回の3歳以上児と町民税非課税世帯の部分の引いた残りということになりまして、常設保育所であれば、0歳児、1歳児、2歳児にかかる保育料が差額として残っている形になります。ちなみに、若干予算と決算見込みが違いますが、決算見込みでは、今のところ225万3,600円というようなことで押さえております。へき地保育所につきましても、2歳児のみ6名分が残ったような形で、こちらは28万8,000円が保育料として残るといったような状況となっております。

それと、75ページの歳出のほうに移らせていただきます。カーペットの件でございますが、こちらについて保育士の意見の反映がされていたのかどうかということだった

と思うのですが、当然、計画段階から保育士、建設課、財政担当のほうを交えていろいろ協議はしてきたところがございます。ただ、こちらにつきましては、古い保育所においてもタイルカーペットなるものを敷いていたのですが、なぜかというか、もう、ちょっと言い訳のしようもないのですが、新しい保育所にはそれを敷くような計画にはなっていなかったと。過去の分の記録を見ていたのですが、特にそこが保育士のほうから要望されていた形跡も見つけられなかったです。ですから、もう、ちょっと言い訳のしようもないのですが、現状としてはそういったようなこととなっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 73ページの風力発電の関係でございます。まず、稼働年数でございますが、平成12年の4月から平成30年度末まで19年間稼働しております。収支でございますが、トータルでよろしいですか。収入、売電収入、ゆうゆで消費した分、その他保険などがありまして、合計で3億323万11円の収入。これに対しまして、保守料、修繕料、その他としまして、支出が2億1,787万5,510円、差し引き8,535万4,501円となっております。

解体に至った決定的な要因というのは、まず、主軸受を補修するには9,960万円かかりますという見積りが出されております。それでFITが来年の11月をもって終わります。現在、1キロワット23円76銭で売っているのですが、それが大体半額近くになります。ほかにも補修しなければならない箇所、メインのサーバーが600万円かかると言われておりますので、補修するには現実的でないということから解体に至ったところであります。

それと、77ページ、中山間の関係でございますが、これにつきましては浜中市街側の取付道路に排水用の横断管が入っていますが、そのつなぎ目が何らかの原因で離脱しているのではないかとということで、徐々に陥没しております。それで、このたび補正して補修させていただきたいと思っております。10月初旬のイベントには支障はございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 77ページの小学校管理運営に要する経費の修繕料でございます。議員言われたとおり、更新になります。

それと、耐用年数という部分では、保守点検業者に確認したところ、交換推奨年数と

しましては20年から25年の間だということで、霧多布小学校のこのポンプにつきましては37年経過しているという状況です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 申し訳ございません、答弁漏れがございました。

保育所の保育料に関わっての代わりの財源というお話で、今回の予算計上に関してということでもよろしいでしょうか。今後ということも含めて、まず今回の補正に関してですけれども、当然、保育料減額した分ほかの財源を見なければいけないということですが、普通交付税等にはまだ入っていない状態でございます。本年度につきましては別の交付金という形で言われているところでもありますけれども、その交付の根拠と詳細なものが示されておきませんので、とりあえず確定した歳入の保育料だけ減額するという形をとらせていただきました。その間、普通交付税で立て替えるではないですけれども、そういった形で交付税での見合い分を予算化して、今後国からきちんとした交付金の内容が示された時点で、12月定例会以降になるとは思いますが、どこかのタイミングで示された内容に基づいて、そちらの歳入を計上させていただくと。代わりに交付税はその分減額という措置になろうかなと思います。更に、来年度以降につきましてもその交付金の内容が示される際にどういった形で補てんされるのかというのは、きちんとして示されると思いますので、その内容を見て、新年度については予算措置をさせていただきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） まず、71ページの茶内の建物解体の跡地に関してなのですが、現在のところ確定したものはないということで、以前にもお話しているのですが、町有地で町中にある遊休地を宅地として売却する方向でという話は再三しているのですが、今回、5期が検証されていますね。その中で他町村を参考に、早ければ今年度中というからには、今年度より公売により市街地の遊休町有地の売却を行うというような目標があります。その中で、要は公売に関する様々な要件というか、手続きとかそういうものが既にでき上がっているだろうと思うので、極力宅地として、要は、「解体しました」というだけでは、後々放置しますと当然雑草が生えてきて、道道沿いなので景観上も良くないし、例えば草を刈るにしても余分な経費もかかるし、町内会でやれという話にもならないので、極力そういう方向で公売にかけて有効に利用できる方向で考えていただきたいと思いますので、再度答弁いただきたいと思います。

それと、お試し住宅に関してなのですけれど、いろいろな方がいるので、たぶん定年退職されて、余裕があって、涼しいところに行こうかという話で来ているのだと思うのですよ。ただ、このお試し住宅を始めた目的というか、これは最終的には移住、定住につながればいいな、そこまでいかないまでも浜中町に避暑目的でも人を呼び込みたいという思いのためのお試し住宅だと思うので、当然利用された方からはアンケートなり、例えばホテルに行けば気がついたことを書くようなメモ的なものがあって、入れておいてくださいとか、例えばキャンプ場に行けばノートの的なものがあって、その利用者の意見が集約できるようになっていると思うのですけれど、そういう取り組みはされているのかどうか。それらがあることによって、次の施策にも活かせると思うので、ぜひそういうことはやっていただきたいし、現在やっているのであれば、そういう資料があればちょっと見たいと思うので、その点答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 71ページ、その他町有財産の解体工事に関連して、解体後の町有地の扱いの部分ですけれども、私も先ほど申し上げたように、公売ですとかそういったところの中で、実は今、先進でいろいろともう取り組みされているところ、管内で言えば標茶町なのですけれども、そちらのほうに担当が出向いていろいろな資料ですとか情報を取り入れて、今まさに要綱づくりですとか、そういった作業を進めているところです。現状ではそういった段階で、今、作業を進めているというようなことで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） お試し住宅の件について御答弁申し上げます。数多くの人が来ていただければ、そのうちから浜中町に定住ということを選択してくれる方がいらっしゃるということもあり得るのかなと。先ほどちょっとお話し申し上げましたけど、いろいろな町のお試し住宅を体験して回っているという方もいらっしゃいますので、そうなる、たぶんどこかをというところで回っていらっしゃるのかなという気もしております。入居の際には当然住宅の使用方法等について担当の方から説明させていただいておりますし、退去の際に浜中町のお試し住宅について思うこと、感想とかそういうお話も聞いているところでございます。運よく地域おこし協力隊1人、今活用することができておりますので、地域おこし協力隊の目線で入居者の方と会話するという場も設けさせていただいております。その内容について、ただ今手元に資料を用意してお

りませんので申し上げることはできないのですけれども、そういった形で今後の対策に活用できるように、どういった需要、どういった気持ちで来られているのかというところは当然お聞きしておりますので、そういった対応はさせていただいているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

7番成田議員。

○7番（成田良雄君） 2点質問します。

歳出71ページ、地域おこし協力隊の普通旅費、プラスで計上しておりますけれども、その詳しい内容。あわせて、関連しますけれども、浜中町にも地域おこし協力隊が来ていただいて、期待するところがございますが、今現在、何ヵ月も経っておりませんが活動はどういうことをされているのか。また、どういう企画にどういう活動をしているのか。それと行政側、産業団体、また町民との意見交換会などはしているのか、また、今後していくのか、その点あわせて御答弁願いたいと思います。

次に、歳入ですけれども、67ページ。常設保育所の件で、3歳から5歳が無償化になりますけれども、何人対象で無償化になるのか、常設、へき地合わせて保育所の児童の数をお願いしたいと思います。また、あわせて現在茶内保育所、霧多布保育所、へき地保育所の浜中、姉別、散布、何人保育されているのかの人数を、全員協議会でもお話されたと思いますけれども、確認の意味で御答弁願います。よろしくお願います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 71ページ、地域おこし協力隊に要する経費の普通旅費15万4,000円の追加について御答弁申し上げます。こちらにつきましては、今年5月から任用しているのですが、任用前に、実は担当者が東京まで面接に行っております。想定しておりませんでしたそういったものも含まれておりますし、今月札幌ではオータムフェストが開催されます。そちらに参加させようと思っておりますので、その分の旅費等で不足しているというところがございます。

活動の内容ですけれども、今の協力隊は東京出身で、東京で生まれ育った方でございます。浜中町を全く知らない訳ではないでしょうけれども、知らないところから、一から浜中町を知る活動からと思っております。そういった形でございます。漁業の体験で昆布干しに行った事もございますし、今月になってからは東京で農業人フェアが開催されておりますけれども、そちらに農協職員と同行いたしまして、地域おこし協力隊、

町外で生まれ育ったものの感覚と視点でそちらのほうに参加していただいて、こういう課題があるとか、そういったものを見ていただいております。更に夏の間は観光シーズンでありますので、町内で観光地に赴くとか、あと、酪農の方と対話する、そういった総合的に今年度については広く浜中町をきちんと知ってもらおうというところから始めさせていただいているという形でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） 歳入67ページ、常設保育所とへき地保育所の無償化の関係で御説明いたします。まず、今回の無償化の対象となった数といいますか、3歳から5歳で霧多布保育所では現在41人の児童がおります。そのうち、既にこの制度の前に無償となっている子が15人おまして、今回無償となったのが霧多布保育所では26人。茶内保育所では同様に50人の3歳から5歳の児童がおりまして、既に無償が11人、残り39人が今回の無償化の対象となっております。

一方、へき地でございますが、散布保育所では13人おまして、6人が既に無償で、今回7人が対象となっております。浜中保育所では17人おまして、このうち既に無償が1名、今回16名が無償の対象となります。姉別保育所では7人おまして、4名が既に無償になっておりまして、今回3人が無償になると。へき地保育所では合わせて37人の入所児童のうち、11名が既に無償で、26人が今回の無償の対象となるということになっております。それで、保育所ごと児童の数ということでしたが、まず霧多布保育所では0歳から5歳まで合わせて61名入所しております。茶内保育所では同じく0歳から5歳で73名、合わせまして常設保育所では134名が現在入所している状況です。へき地保育所では0歳、1歳がおりませんので、2歳児から5歳児までのカウントになりますが、散布保育所で15名、浜中保育所で19名、姉別保育所が9名で、合計43名のへき地保育所の入所者数となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○7番（成田良雄君） 地域おこし協力隊の件は、今、浜中町を知るという活動をしているということでございますので、どうかあらゆる人、また町民との意見交換をして、そして素晴らしい浜中町のためになるよう協力をしていただける活動をしてもらいたいなと思います。それは了解しましたので、御期待をしております。

保育所の関係ですけれども、了解しました。

確認の意味でございますけれども、今まで浜中町は第1子20%削減、第2子が半額、

第3子が無料ということで、0歳から2歳の課税世帯はその対象になると思いますけれども、確認の意味で、浜中町独自の負担軽減をこのまま続行されていくと思いますが、それでよろしいか御答弁願います。

また、昨日、町長が英断の決定をしていただいて、副食費の0歳から2歳の非課税世帯以上の方の副食費を無料とするという英断を決定しましたが、全員協議会でお話しされたと思いますが、浜中町の場合は保育料にそれを含めているということで答弁ありましたが、保育料がその分昨日の条例改正の中で金額が出ておりますけれども、その分をマイナスして安くなると思うのですが、この辺の御答弁を確認の意味でお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） ただ今の浜中独自の保育料の軽減策ということでございますが、これまでどおり第2子半額、第3子0円というのは継続いたします。ただ、これは浜中町独自ではなくて国の制度としてあるものでございますので、浜中町独自という部分では、多子カウントという言い方をするのですが、本来、第2子、第3子のカウントというのは、保育所にいる子供だけのカウントなのですが、浜中町の場合は、その上の上限がないというような形ですので、例えば上の子が20歳であっても第1子は第1子の扱いで、年が離れていても第3子は第3子というのが独自部分というふうに捉えていただきたいと思います。

また、副食費、主食費の軽減の件でございますが、これにつきましては、ちょっと今まだその制度についてどういう形が良いのか考えているところでございまして、例えば、今保育料については保育所条例の中で決めておりますが、ここで直すとすれば条例改正が必要になってくるので10月からはちょっと間に合わないような状況になるので、ほかの形、例えば条例なり規則なりでそういったものを定めた上で、それを減免するのか、どういった形にするのかというような制度設計も含めて、ちょっと時間のないところではあります。これから決めていかなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第69号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩します。

（休憩 午後12時 2分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 議案第70号 令和元年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第70号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第70号「令和元年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」提案の理由を御説明申し上げます。

このたびの補正は、平成30年度介護給付費等の確定に伴う返還金について補正をお願いするものであります。補正の内容を申し上げますと、歳出では、5款諸支出金、国庫支出金等返還金で介護給付費交付金等の前年度精算により、国庫負担金補助等返還金841万4,000円増の補正となりました。

一方、歳入につきましては、7款繰越金、前年度剰余金841万4,000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は4億7,038万5,000円となります。以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第70号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第70号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第71号 平成30年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第71号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第71号「平成30年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」提案の理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分については議会の議決が必要とされているものであります。平成30年度の未処分利益剰余金の内容につきましては、当期純利益のほか、企業債償還の一部財源として減債積立金の取り崩し、車両購入の財源として建設改良積立金を取り崩したことにより発生するその他の未処分利益剰余金変動額であります。

なお、この処分につきましては、それぞれ減債積立金、建設改良積立金、自己資本金といたします。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第71号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第71号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第71号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第72号 浜中町教育委員会委員の任命同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第72号を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（松本博君） 議案第72号「浜中町教育委員会委員の任命同意について」提案の理由を御説明申し上げます。

現教育委員の天間館りゆう子氏は、令和元年9月30日をもって任期満了となりますが、同氏の人格、識見は教育委員として最適任と認めるところであり、引き続き任命をいたしたく、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

なお、任期は令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間となりますので、よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから議案第72号を採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(波岡玄智君) ただ今の出席議員は9人です。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(波岡玄智君) なお、指示があるまで記入せずお待ち願います。

投票用紙の配付漏れを確認します。

配付漏れは、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(波岡玄智君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。同意を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載して投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただ今から投票用紙への記入をお願いします。記入が済み次第、1番議員より順次投票願います。

(投票)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票にあたり、会議規則第32条の規定により、立会人に1番川村議員、2番田甫議員を指名します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

両議員の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(波岡玄智君) 投票の結果を報告します。

投票総数9票。これは出席議員数に符合しております。

有効投票9票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成9票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第72号は任命に同意することに決定しました。

○議長(波岡玄智君) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

-
- ◎日程第6 認定第1号 平成30年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第7 認定第2号 平成30年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第8 認定第3号 平成30年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第9 認定第4号 平成30年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ◎日程第10 認定第5号 平成30年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第11 認定第6号 平成30年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

◎日程第12 認定第7号 平成30年度浜中町水道事業会計決算の認定について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 認定第1号ないし日程第12 認定第7号は関連がありますので、一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 認定第1号から認定第7号までの7案件につきましては、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び第5項では、各会計決算について監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから、このたび同法の規定により議会の認定に付すべく御提案を申し上げた次第であります。

なお、平成30年度各会計の決算につきましては、7月11日付けで監査委員に提出し、8月30日付けで審査意見書の提出をいただいております。

また、水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項では、監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから、議会の認定に付する提案をするもので、6月3日付けで監査委員に提出し、6月28日付けで審査意見書の提出をいただいております。

認定第1号の一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額7億7,365万5,324円、歳出総額7億7,196万6,972円で、歳入歳出差引きは1億168万8,352円の黒字決算となります。

認定第2号の国民健康保険特別会計は、歳入総額1億2億466万9,359円、歳出総額1億9,272万5,124円、歳入歳出差引きは1,194万4,235円の黒字決算となります。

認定第3号の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額7,486万1,368円、歳出総額7,462万2,533円、歳入歳出差引きは23万8,835円の黒字決算となります。

認定第4号の介護保険特別会計は、歳入総額4億4,941万882円、歳出総額4

億1,861万6,649円、歳入歳出差引きは3,079万4,233円の黒字決算となります。

認定第5号の浜中診療所特別会計は、歳入総額2億5,561万5,405円、歳出総額2億4,452万5,832円、歳入歳出差引きは1,108万9,573円の黒字決算となります。

認定第6号の下水道事業特別会計は、歳入総額3億5,608万7,966円、歳出総額3億5,342万2,117円、歳入歳出差引きは266万5,849円の黒字決算となります。

認定第7号の水道事業会計は、収益的収支につきましては、収入の営業収益は1億1,776万2,115円、営業外収益は6,810万298円で、収入総額は1億8,586万2,413円、支出の営業費用は1億6,318万2,115円、営業外費用は1,035万7,065円、支出総額は1億7,353万9,180円で、1,232万3,233円の当期純利益を生じる決算となりました。この利益剰余金につきましては、減債積立金及び建設改良積立金といたします。また、減債積立金の取り崩しに伴い、その他の未処分利益剰余金変動額1,300万円が発生し、この剰余金は組み入れ資本金といたします。資本的収支につきましては、収入総額3,604万4,837円、支出総額は8,862万9,464円で、収入総額が支出総額に対して不足する額5,258万4,627円は、減債積立金1,000万円、建設改良積立金300万円、過年度分損益勘定留保資金3,958万4,627円で補てんいたしました。

以上、各会計の決算状況を申し上げましたが、平成30年度も地域経済、町財政ともに厳しい状況の中、行財政の運営にあたりましては、常に危機感を持ちながらも当面する事業の執行には万全を期してまいりました。今後とも町政運営につきましては、まちづくりの基本テーマのもと、行政課題の解決に向け、町民と議論を深め、地域の活力を生かして個性豊かな活力ある将来の展望を切り開くべく、生産基盤、生活環境、福祉、教育文化等の整備、充実に力を注ぎ、安全で快適なまちづくりを推し進める所存であります。日ごろの町行政の執行に際しましては、議員各位の御理解と御協力に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも本町の地域経済活性化と活気のあるまちづくりに向け、積極的かつ効率的な行政の推進を図ってまいりますので、よろしく御審議いただき、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただ今提案されました認定第1号ないし認定第7号は、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号については、8人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただ今設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長において1番川村議員、2番田甫議員、3番秋森議員、4番小松議員、5番加藤議員、6番前田議員、8番三上議員、9番中山議員を指名したいと思いません。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名した8人の議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第13 報告第5号 平成30年度浜中町財政健全化判断比率の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第13 報告第5号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第5号「平成30年度浜中町財政健全化判断比率の報告について」提案の理由を御説明申し上げます。

平成21年4月より全面施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定し、財政運営

について外部監査を求めるなどの方策により、当該地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものであります。

本町の平成30年度財政健全化判断比率ですが、普通会計の実質赤字比率及び全会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、先ほど決算の認定で御説明申し上げましたとおり、一般会計を含む全会計が黒字決算となっております。

次に、一般会計等の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率につきましては、10.9%、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率につきましては、28.9%と、いずれも早期健全化基準の割合を下回っております。

なお、実質公債費比率につきましては、平成18年度から7ヵ年計画の公債費負担適正化計画に基づき、平成24年度に13%台の比率になるよう計画を推進してまいりましたが、平成23年度でその目標達成し、以降順調に改善してきたところですが、平成29年度と比較すると0.2%悪化しており、この要因は、普通交付税が減額されたことによるものであります。今後もこの比率の維持と更なる改善に取り組む所存であります。

また、お示した比率はいずれも早期健全化基準の範囲内であるものの、本町は交付税等の依存財源により財政運営をされていることから、今後の財政の健全化に向けた政策を基本とし、財政運営を進めてまいります。

ここに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第14 報告第6号 平成30年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第14 報告第6号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第6号「平成30年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について」提案の理由を御説明申し上げます。

本案の資金不足比率ですが、資金不足額が事業の規模に対する割合を示すもので、平成30年度決算における地方公営企業法の適用事業である水道事業会計及び同法非適用企業である下水道事業特別会計のいずれも資金不足の状態ではなく、資金不足比率は生じておりません。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%であります。ここに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第15 報告第7号 一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出
について

○議長（波岡玄智君） 日程第15 報告第7号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第7号「一般社団法人浜中町風力発電所経営状況説明書の提出について」提案の理由を御説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項では、普通地方公共団体が出資している法人の経営状況について議会に報告することになっておりますので、第16期（平成30年7月1日から令和元年6月30日）の決算状況及び第17期（令和元年7月1日から令和2年6月30日）の事業計画について、ここに提出した次第であります。

第16期事業内容につきましては、発電量237万5,733キロワットで、税抜きの売電額は4,399万1,708円となっております。今期は5月に入り、経年劣化

によるメインスイッチの故障により、7月上旬まで約2ヵ月間運行停止したため計画の発電量を達成できませんでした。

第17期の事業計画では、過去の平均発電量を参考にし、総発電量275万キロワットで、売電額5,150万7,500円を見込んでいるところであります。

なお、詳細につきましては企画財政課長より説明させます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第16 議員の派遣について

○議長（波岡玄智君） 日程第16 議員の派遣についてを議題とします。

釧路管内議長会主催による議員研修会等に議員を派遣することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第127条の規定によって委員を派遣することに決定しました。

◎日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りした申出書のとおり、閉

会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程の議決

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

ただ今、町長から議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎日程第18 議案第73号 工事請負契約の締結について

◎日程第19 議案第74号 工事請負契約の締結について

◎日程第20 議案第75号 工事請負契約の締結について

◎日程第21 議案第76号 工事請負契約の締結について

○議長(波岡玄智君) 日程第18 議案第73号ないし日程第21 議案第76号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第73号から議案第76号までの「工事請負契約の締結について」は関連がありますので、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、さきに社会資本整備総合交付金を活用して実施しております霧多布港海岸防潮堤嵩上改良工事で防潮堤の嵩上げ同様、陸閘につきましても嵩上げ等を実施するもので、議案第73、75及び76号につきましては、平成31年第2回浜中町議会臨時会において補正予算議決されたもの、議案第74号につきましては、令和元年第2回浜中町議会定例会において予算の議決をそれぞれいただいております。これらの改良工事にあたり、去る9月2日、指名競争入札を実施したところであります。初めに、議案第73号の工事請負契約の締結については、陸閘1号、2号機のアルミゲート2門、長さ5メートル、高さ3.6メートルの製作工事をするもので、町外業者1社による入札の結果、株式会社住軽日軽エンジニアリングが6,262万3,000円で落札いたしました。次に、議案第74号の工事請負契約締結については、陸閘4号機のアルミゲート長さ約7.5メートル、高さ3.6メートルの製作工事をするもので、町外業者1社による入札の結果、株式会社住軽日軽エンジニアリングが4,767万4,000円で落札いたしました。

次に、議案第75号の工事請負契約の締結については、陸閘5号機のアルミゲート、長さ11メートル、高さ3.52メートルの製作工事をするもので、町外業者1社による入札の結果、株式会社住軽日軽エンジニアリングが6,898万1,000円で落札いたしました。

次に、議案第76号の工事請負契約の締結については、議案第73号で製作いたしました陸閘1号、2号機のアルミゲート2門をそれぞれ防潮堤に据付するもので、1号、2号機ともに延長21メートル、高さは防潮堤と同じく90センチメートルの嵩上げをし、TP5.2メートルの改良工事を実施するもので、町内外業者を含む5社による入札の結果、赤石建設株式会社が5,852万円で落札いたしました。

なお、各工事の工期につきましては、製作工事が令和元年12月27日、据付工事が令和2年3月27日までとしております。ここに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第73号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 議案第75号の契約金額と各種入札状況の契約金額で、先ほど町長が6,898万1,000円と言ったのでは、どちらが正しいのかだけ聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 会議を一時中止します。

（中止 午後 1時41分）

（再開 午後 1時42分）

○議長（波岡玄智君） 中止前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 数字の違いということで、議案第75号の部分は、議案のほうの6,898万1,000円が落札額ということになりますので、入札状況のほうの訂正と差替えを後ほど整理させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第74号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第75号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第76号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第73号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって、令和元年第3回浜中町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

（閉会 午後 1時44分）